

第2回定例会 | 令和8年6月8日～6月25日



議決した案件



議決案件の内訳

- 市長提出議案…28件（条例案9件 予算案3件 承認案4件 同意案3件 その他9件）
- 委員会提出議案…4件（意見書案4件）
- 議長発議…2件（議員派遣2件）

議決結果

- 全会一致可決…31件
- 賛成多数可決…2件
- 撤回承認…1件

■表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	清新の会						創志会						市民クラブ					公明党			創生会			真政 倶楽部		未来の風		日本共産党	
	議員名	上岡 裕明	大下 博隆	田坂 武文	貞岩 敬	北林 光昭	重森佳代子	乗越 耕司	上田 秀	向井 哲浩	中曾 久勝	岡田 育三	玉川 雅彦	奥谷 求	小池恵美子	落海 直哉	景山 浩	中川 修	石原 賢治	下向智恵子	原田 栄二	坂元百合子	片山 貴志	岩崎 和仁	牧尾 良二	山田 学	宮川 誠子	木村 輝江	鈴木 英士	谷 晴美
議員派遣		○	○	○	○	×	×	○	欠	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×
議案第123号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×

※「議」は議長 「○」は賛成 「×

表決が分かれた案件名

- 議員派遣
海外視察について
- 議案第123号
東広島市国民健康保険税条例の一部改正について



詳しくはこちらから

特別な配慮を要するこどもへの 総合的な支援制度の創設を求める意見書



特別な配慮を要するこどもへの総合的な支援制度の 創設を求める意見書（抜粋）

近年、発達障がい等の特性を有する児童の増加が指摘されており、早期発見及び早期療育の重要性が一層高まっている。しかしながら、発達障がいの診断を担う専門医及び医療機関は依然として不足しており、診断までに長期間を要する事例が各地で生じている。このことは、適切な支援の開始の遅れにつながり、児童本人のみならず、その家族にも大きな負担を生じさせている。

こうした中、発達障害者支援法においては、発達障がいの早期発見及び切れ目のない支援の実施が国及び地方公共団体の責務として定められている。さらに、令和6年7月に改訂された児童発達支援ガイドラインにおいては、こどもの発達段階に応じた質の高い支援と家族支援の充実が強く求められている。

一方で、現場においては、診断前の段階からの支援体制が十分とは言えず、また、医療・福祉・教育の各分野における連携、専門人材の確保・育成及び地域における社会資源の整備についても課題がある。特に、放課後児童クラブや保育・教育現場等においては、発達特性に応じた支援を提供することができる体制が十分ではなく、地域間において差が生じている状況にある。

このような課題を踏まえ、発達障がい児及びその家族が安心して必要な支援を受けられる環境を整備するためには、診断体制の強化に加え、診断前からの切れ目のない支援体制の構築及び分野を超えた横断的な制度の再構築が不可欠である。

よって、国におかれては、総合的な支援制度の創設が実現されるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 発達障がい児の早期療育を推進するため、専門医を含む専門的人材の確保及び養成並びに地域における支援サービス提供体制の整備に取り組む地方公共団体に対し、安定的かつ十分な財政措置を講じること。
- 2 発達障がいの診断を担う医療提供体制の充実を図るとともに、診断前の段階から適切な支援につなげる仕組みを含め、早期発見・早期療育が可能となる体制整備を国の責任において総合的に推進すること。
- 3 医療・福祉・教育の各分野の連携を一層強化し、放課後児童クラブ、保育所、学校等において発達特性に応じた支援が可能となるよう、専門人材の配置及び研修体制の充実を図るための制度の創設及び支援を講じること。
- 4 発達障がい児に対する支援について、地域間の格差の是正を図るとともに、切れ目のない支援を実現するための既存制度の見直しを含め、総合的支援制度の構築を検討すること。

【文教厚生委員会提出議案】
特別な配慮を要するこどもが安心して必要な支援を受けられる環境を整備するため、診断体制の充実、早期発見・早期療育が可能となる支援体制の構築、医療・福祉・教育の連携強化等を含めた総合的

な支援制度の創設を国に対して求める意見書案が文教厚生委員会から提出されました。本会議で審議・採決を行った結果、全会一致で可決し、国会及び関係大臣に意見書を提出しました。



意見書全文はこちら



核兵器禁止条約第1回再検討会議への オブザーバー参加※を求める意見書



核兵器禁止条約第1回再検討会議への オブザーバー参加を求める意見書（全文）

現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

こうした状況の下、核兵器の開発・保有・使用を全面的に禁止し、被害者支援や環境回復を規定する核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の非人道性を国際法上明確に位置づける重要な枠組みとして、その意義を一層強めている。

同条約は2021年1月22日に発効し、本年2026年で5年を迎える。これまでに締約国会議が3回開催され、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など、核廃絶に向けた具体的議論が積み重ねられてきた。

そして2026年11月には、発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定であり、これまでの取組を検証し、核なき世界に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

核兵器の使用は、人道上深刻かつ回復不能な被害をもたらす、国際社会の安全と人類の存続に重大な脅威を与えるものである。また、核兵器のない世界の実現は、世代を超えて取り組むべき最重要課題である。

唯一の戦争被爆国である我が国は、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の非人道性への理解を広げる歴史的責務を負っている。しかし、現時点で日本は同条約を締結しておらず、国際的議論への関与が十分とは言えない。

こうした中、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加は、日本が核廃絶に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩となる。オブザーバーとして参加することは、被爆の実相を世界に突きつけ、核兵器の非人道性を揺るぎない事実として国際社会に刻み込む行動であり、同時に日本が平和国家として歩む決意を、より確固たるものとして示すことにつながる。

よって、日本政府におかれては、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与されることを強く求める。

【総務委員会提出議案】

現在、国際社会は、ロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の悪化により緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっています。そうした状況の中、唯一の戦争被爆国である日本が核廃絶

に向けた明確な意思を国際社会に示す重要な一歩として、核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を国に求める意見書案が総務委員会から提出され、全会一致で可決しました。

本会議での討論

賛成

政府に対し、検討会議へのオブザーバー参加という具体的な行動を求める内容となっており、今の情勢に大変ふさわしいと考え、賛成する。



詳しくはこちら

※オブザーバー参加 発言権はあるが議決権のない立場で会議などに参加すること。



地方財政の充実・強化に関する意見書（抜粋）

令和8年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっているが、令和9年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保を図ること。
- 2 より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を支援する財政措置を講じること。
- 3 所得税等を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、地方財源の充実に向けた、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図るとともに、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債※に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 5 政府として減税政策を検討する際は、地方の自主財源を圧迫して住民サービスに支障が出ることがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどして地方側の意見を真摯に聴取すること。また、地方財政への影響が想定される場合は、確実かつ迅速にその補填を行うこと。
- 6 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、地方が中長期的な視点で地域活性化に取り組むための不可欠な財源であることから、安易な削減を行うことなく恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 7 多様化する行政ニーズに対応するために不可欠となっている会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分かつ安定的な財政措置を講じること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

【総務委員会提出議案】
現在、地方公共団体には、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。物価高騰や資材・労務費の上昇に

よる行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められることから、地方公共団体の財

源を確保するため、国に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書案が総務委員会から提出され、全会一致で可決しました。



意見書全文はこちら

※臨時財政対策債 国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その不足分を補うために地方自治体が発行する地方債。相当額は後年度に国が普通交付税で措置する。



非核三原則の堅持を求める意見書（全文）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持されてきた。

また、我が国は被爆国として「核兵器のない世界」を希求し、平成6年以降、毎年国連総会に核兵器廃絶に向けた決議案を提出し、国連の場においても非核三原則を堅持する立場を公式に表明し続けてきたことは、我が国及びアジア太平洋地域をはじめ国際社会の平和と安定に多大な貢献をしてきたと言える。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三原則の見直しに対する懸念の声がある。

東広島市は、平和・非核兵器都市の宣言を行い、核兵器廃絶と恒久平和を求める活動を積極的に推進している。この取組を実効あるものとするためにも、非核三原則は我が国と地域の安定を築く揺るぎない基盤として、今後も確実に遵守されるべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう強く求める。

【総務委員会提出議案】

非核三原則は、昭和46年に衆議院でその遵守に言及した決議が可決されて以来、日本の非核兵器政策の基本原則となつています。しかし、現在、政府与党内において、※安全保障関連三文書の改定に向け

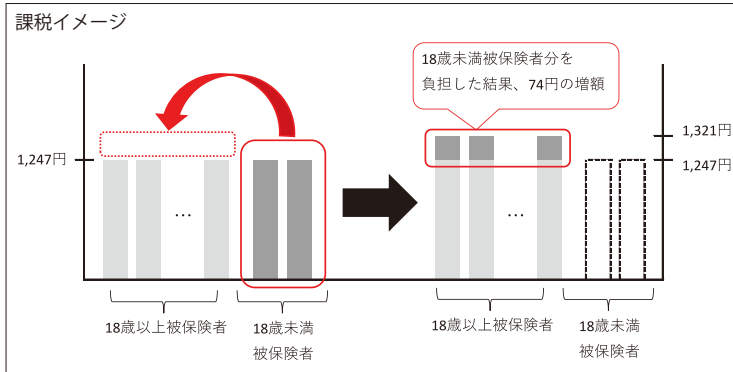
た議論が行われており、これに伴う非核三原則の見直しに対する懸念の声があります。東広島市は昭和60年に「平和・非核兵器都市東広島市宣言」を行い、核兵器廃絶と恒久平和を求める活動を積極的に推進してきました。

これらのことを踏まえ、東広島市議会として、国に対して非核三原則の堅持を求める意見書案が総務委員会から提出され、全会一致で可決しました。



詳しくはこちら

子ども・子育て支援納付金課税額の区分の新設等に伴う条例改正 国民健康保険税額の算定方法の変更



- 条例の名称**
東広島市国民健康保険税
- 改正内容**
子ども・子育て支援納付金課税額の区分の新設
基礎課税額の限度額引上げ
減額措置に係る軽減判定所得の引き上げ
- 施行期日等**
公布の日から（令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）

委員会での主な質疑

【文教厚生委員会】

Q 本市は平等割があるが、ない自治体もあり、自治体間格差をどう考えるのか。

A

国民健康保険税は県が財政主体であり、完全統一化を目指す中で、減免等のサービスは県内で統一する方向で進んでおり、市独自の減免等は制度上できない。

Q

子ども・子育て支援納付金課税額の新設により、どの程度影響が出るのか。

A

約180世帯、460万円程度の影響が見込まれる。

委員会での主な自由討議

【文教厚生委員会】

意見 子ども・子育て支援納付金課税額の新設は、保険料や窓口負担の支払いに加え、※OTC類似薬の保険給付の見直しや高額療養費が増大する中、大変問題がある

と考えている。

意見 改正項目の中には負担を軽くするものもあり、一概に負担が増えるものとは言えない。

委員会での討論

【文教厚生委員会】

反対 子育て支援自体は必要だが、その財源を医療保険料に上乗せするのは筋違いであると考え、反対する。

賛成

子育て支援は市民全員で行うという取組みであり、みんなで子どもを育てていくという思いで賛成する。

本会議での討論

反対

子育て支援は本来、社会全体で支えるべきものであり、医療保険料に上乗せして徴収することは適切とは言えない。また、物価高騰の中での国民健康保険税の引き上げは重大である。例えば、年収400万円の4人世帯では平均で年額約2万5千円、最大で年額

賛成

国民健康保険の加入者には所得の低い世帯や高齢者も多く、負担感への配慮が必要であり、今後も国に対し国費負担の拡充や制度改善を求めていく必要があると考える。

一方で本議案は新たな負担を市独自に設けるのではなく、法令改正に対応するために必要な条例整備である。また18歳未満の被保険者にかかる均等割額は0円となり、軽減判定所得基準も引き上げられるなど、一定の配慮も講じられている。よって本議案は制度を適正に運用するために必要な改正であると判断し、賛成する。

14万4千円もの負担増となる試算も示されており、市民生活への影響は看過できない。

国においては、増税ではなく、※金融所得課税の見直しなどにより必要な財源を確保すべきである。

本市としても、先進自治体の取組みに学び、市民の暮らしと福祉の増進を第一に据えた独自施策を講じるべきであると考え、反対する。

議案
第116号

令和8年度小学校施設整備事業
郷田小学校長寿命化改良及び
増築工事の請負契約を締結



○工事の内容

建築一式工事

【増築工事】

増築校舎棟

鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積2466㎡

【改修工事】

普通特別教室棟

鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積1179㎡

普通教室棟

鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積1601㎡

特別教室棟

鉄筋コンクリート造3階建

延べ面積257㎡

○契約金額

20億1111万2400円

○契約の相手方

砂原・上垣特定建設工事共同企業体

○工期

議決のあった日の翌日から令和10年1月31日まで

委員会での主な質疑

【文教厚生委員会】

Q これまで、電気・機械工事は分離発注を基本としていたが、どのような考えで一括発注することになったのか。

A 近年は入札不調の心配があり、本工事は2か年にわたる長期の工期であること、また令和10年4月からの学校の運営開始に間に合わせる必要があることから、確実な落札を期するため一括発注とした。

委員会での主な自由討議

【文教厚生委員会】

意見 電気・機械工事が契約金額全体の3分の1を占めており、それを建築一式で契約するのは少し無理があるのではないか。

議案
第130号

令和8年度公立保育所等施設整備事業ほか
(仮称)認定こども園はら造成工事及び
寺家原線歩道整備工事の請負契約を締結



○工事の内容

土木一式工事

【造成工事】

造成面積5300㎡

【歩道整備】

延長125m 歩道幅員2.5m

○契約金額

1億6209万9300円

○契約の相手方

株式会社東豊建設

○工期

議決のあった日の翌日から令和9年7月30日まで

委員会での主な質疑

【建設委員会】

Q 認定こども園の造成工事と歩道整備工事を一体として行う理由は何か。

A 歩道整備を令和4年度から進めており、本工事については、造成工事と同時に施工するほうが工程の調整等が不

要になることから、一体により工事するものである。

【文教厚生委員会】

Q 入札した業者数と入札率はどのくらいか。

A 入札に応じた業者は9社で、入札率は80.35%となっている。

Q ※低入札価格調査はあったのか。

A 9社のうち4社が調査対象となり、審査後に仮契約をしている。

委員会での主な自由討議

【文教厚生委員会】

意見 八本松地区の保育所が民営化されていく中、公立の保育所を整備しようというのは高く評価する。

※低入札価格調査 価格競争の激化による品質低下等を防ぐため、入札額が調査基準価格を下回った場合に、その価格で適正な工事や業務の履行が可能かを調査すること。不適当な場合は落札者としないうことが出来る。

議案
第128号

令和8年度一般会計補正予算（第1号）
生活保護費の追加支給等のため
の予算増額



令和8年度一般会計補正予算（第1号）
補正額 4億5,870万円

【主な内容】

- 生活保護受給者等への生活保護費の追加給付 3億2,100万円
生活扶助基準改定の処分取り消しに関する最高裁判決を踏まえた、生活保護受給者等への生活保護費の追加給付
- 学校給食において県内産農林水産物を活用する取組みを実施 2,870万円
県において新たに創設された「おいしい！広島」農林水産物給食等提供事業費補助金を活用し学校給食における県内産農林水産物のさらなる活用を図る
- ふるさと納税寄付金を活用した牡蠣養殖の支援事業 653万円
クラウドファンディング型ふるさと納税寄付金により、牡蠣養殖事業を支援

委員会での主な質疑

【文教厚生委員会】

Q 県内産農林水産物の学校給食への提供について、本市の地元産の食材はどのくらいの割合で使用されるのか。

A 現在調整中のため割合まで整理できていないが、市内のジビエや地鶏等、大量調理に活用できそうな食材の中から検討している。

【市民経済委員会】

Q クラウドファンディングで1000万円の寄付が集まっているが、補正額を加えても1000万円となっていないのはなぜか。

A 今回の補正額と当初予算で約810万円を充当しており、残額として約190万円が充当していない状態である。充当していない部分に関しては、必要に応じて充当していきたい。

議案
第132号

令和8年度一般会計補正予算（第2号）
物価高騰対策のための予算増額



令和8年度一般会計補正予算（第2号）
補正額 6,800万円

【主な内容】

- 農林水産業の物価高騰対策支援 3,000万円
農業者の生産性向上に向けた取組みを支援するための補助金を増額
- LPガス料金高騰の負担軽減 3,800万円
家庭業務用LPガスを使用している市内の一般家庭及び中小企業等に対し支援

委員会での主な質疑

【市民経済委員会】

Q 豊かな農業づくり事業は具体的にどのような事業なのか。

A 物価高騰による農業者の事業経費増加に対して、生産性または収益性の向上を図る取組みを支援する事業で、省

【総務委員会】

Q 重点支援地方交付金は物価対策の関係だが、本市に関わる対策として、100%交付される制度なのか。

A 基本的な考え方として、国から交付限度額があらわに示された後に、市のほうで、そういった事業に活用するのが効果的かといった観点で事業を進めている。

Q LPガスの補助金は各家庭が個々に申請を行う必要があるのか。

A 事業者に補助金を一括して支払い、各家庭の利用料金から差し引くような仕組みを考えている。

力化に向けたITの導入や、機械の規模の拡大等々、チャレンジ性に富んだ事業に対して補助上限額500万円で支援するもの。

令和7年度橋梁長期保全事業
互米橋橋梁補修工事の
請負契約金額の変更



○変更の内容

契約金額の変更

【変更後の金額】

1億7312万9000円
(3907万7500円増額)

○変更の主な理由

橋梁塗装の塗り替えにおける
既設塗装の除去に必要な剥離
剤の塗布回数を2回から3回
に増やすことによるもの

委員会での主な質疑

【建設委員会】

Q

原契約金額から約30%の
増額となるが、当初に予
見できていなかったのか。

A

一般的に剥離剤の塗布は
2回で行われていること
からその回数を見込んでいたが、
2回目の段階で調査し、塗装が
十分に剥がせていないことが判
明したため、追加でもう1回塗
布するよう変更するものである。



工事場所図



広域図

新しい副議長が決まりました

議会の申し合わせにより、副議長は1年で交代することになっています。

令和8年第2回定例会最終日の令和8年6月25日に 中川 修 副議長から辞職願が提出され、許可されました。

これに伴い、副議長選挙が行われ、岡田 育三 議員が新たに副議長に当選しました。

【副議長】岡田 育三

